

人流データ分析業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

人流データ分析業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業の場所

半田市東洋町二丁目1番地

(4) 委託期間

契約締結日（令和7年4月上旬想定）から令和8年3月31日まで

※詳細は協議により決定する。

(5) 提案上限金額は2,500,666円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※本事業は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額又は否決があったときは、本事業について実施効力を失う場合がある。

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 契約締結までの間に、令和6・7年度半田市入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結までの期間において、引き続き半田市指名審査等事務取扱要綱第6条に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村税が未納でないこと。
- (6) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- (7) 官公庁や民間事業者へのシステム導入実績があること。

3. 担当部局

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市企画部企画課（半田市役所4階 28番窓口）

電話：0569—84—0605

電子メールアドレス：kikaku@city.handa.lg.jp

ホームページURL：

<https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1003688/1008038.html>

4. プロポーザル参加表明書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア. プロポーザル参加表明書（様式1）

イ. 事業者の概要（様式2）

ウ. 参加資格要件に関する誓約書（様式3）

エ. 納税証明書（直近1年度分）

- ・法人にあっては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の3））、個人にあっては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の2））
- ・県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）

(2) 提出書類の様式

「3. 担当部局」にて配布または半田市公式ホームページからダウンロード

(3) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

(4) 提出方法及び必要部数

持参、郵送又は電子メールにて提出すること。持参、郵送の場合は各1部ずつ提出すること。

（到達確認として原則、平日の24時間以内に電子メールにて返信する。）

(5) 提出期限

令和7年3月11日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(6) トライアル利用

審査期間中（令和7年3月19日（水）～3月21日（金））にシステムを無料でトライアル利用できる場合は、その方法

5. 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

「3. 担当部局」と同じ

(2) 質問期間

令和7年3月4日（火）まで

(3) 質問方法

質問書（様式4）により電子メールにて提出すること。（到達確認として原則、平日の24時間以内に返信する。）

(4) 回答

令和7年3月6日（木）半田市公式ホームページにて公開する。

※本回答をもって仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

6. プロポーザルの参加決定

プロポーザル参加資格の有無を確認後、1週間以内にその結果を「参加資格要件審査結果通知書（様式5）」により通知する。

7. 提案書等の提出について

プロポーザル審査にあたり、以下の提案書等の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア. 提案書（任意様式にて作成する。提案内容は以下の項目を含めること。）

①システム概要

②基本的事項 分析に使う総人数（日本国内）、データ取得期間（いつからのデータを分析できるか、新しいデータは何日後から分析可能か）、国内導入数（自治体、企業等）、稼働停止期間・時間

イ. 参考見積書（料金体系やオプション経費、システム利用や利用期間の制限があれば、その内容も示すこと。）

ウ. 提案書の開示に係る意向申出書（様式6）

(2) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

(3) 提出方法及び必要部数

持参、郵送又は電子メールにて提出すること。持参、郵送の場合は、提案書を6部、参考見積書、提案書の開示に係る意向申出書を1部ずつ提出すること。（到達確認として原則、平日の24時間以内に電子メールにて返信する。）

(4) 提出期限

令和7年3月18日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

8. 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和61年半田市条例第6号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

※個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開情報とする。

- (3) 提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9. 評価の方法及び受託候補者の決定

提出された提案書等について、審査委員会において以下のとおり評価を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として決定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査

書面審査（トライアルでの利用が可能な場合は、システム操作による審査を含む。）

審査期間：令和7年3月19日（水）～3月21日（金）

(2) 評価基準

以下のとおり。

評価項目	評価の基準		配点
システム	分析・出力	EBPMとして活用するにあたり、出力データ、画面がわかりやすいか、使いやすいか。 分析できる項目が十分か。	30
	精度	出力の精度が確保されているか、データ作成のための利用人数（登録人数）が十分か。	30
	操作性、接続スピード	直感的に使いやすい操作性が確保されているか。 展開のスピードがスムーズか。	20
その他	見積金額		20

(3) 受託候補者の決定

- ア. 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ. 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選考する。
- エ. 審査委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の7割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、受託候補者として決定しない。

10. 評価結果に関する事項

審査結果は参加者全員に「プロポーザル審査結果通知書（様式7）」により通知する。また、「3. 担当部局」ホームページにおいて受託候補者名を公表する。

11. 失格条件

次に該当する提案は、失格とする。

- （1）実施要領に示したプロポーザル参加資格を有しない者の提案
- （2）提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- （3）実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- （4）見積金額が提案上限金額を超える提案
- （5）評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

12. 契約の締結

- （1）本プロポーザルによって受託候補者を決定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- （2）受託候補者が契約締結までに「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- （3）契約条項及び業務仕様は、特定した受託候補者の提案書による提案内容について提案上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。

13. その他

- （1）プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- （2）提出後のプロポーザル参加表明書及び提案書等の修正又は変更若しくは追加資料の提出は受託候補者の決定まで原則認めない。
- （3）電子メール等の通信事故について、半田市は一切の責任を負わないものとする。
- （4）審査結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に示す要件に該当しなくなった場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、半田市は一切の損害賠償の責を負わない。
- （5）契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

14. スケジュール

	内容	日付
1	募集の開始	令和7年2月27日（木）
2	実施要領等に関する質問の受付	令和7年3月4日（火）まで
3	質問への回答・公表	令和7年3月6日（木）
4	参加表明書等の提出締切	令和7年3月11日（火）午後5時まで
5	参加資格要件審査結果通知書の発送	令和7年3月14日（金）まで ※参加表明書等の提出から1週間以内
6	提案書等の提出締切	令和7年3月18日（火）午後5時まで
7	書面審査	令和7年3月19日（水）～3月21日（金）
8	プロポーザル審査結果通知書の発送	令和7年3月24日（月）～3月26日（水）
9	契約締結に向けた協議	令和7年3月27日（木）～3月31日（月）
10	契約締結	令和7年4月上旬 ※詳細は協議により決定する。